

3月議会

令和2年4月28日
発行

議会だより

きもつき

人口・世帯数

人 口	15,008人	
	男性	女性
	7,314人	7,694人
世帯数	7,897世帯	

令和2年3月31日現在

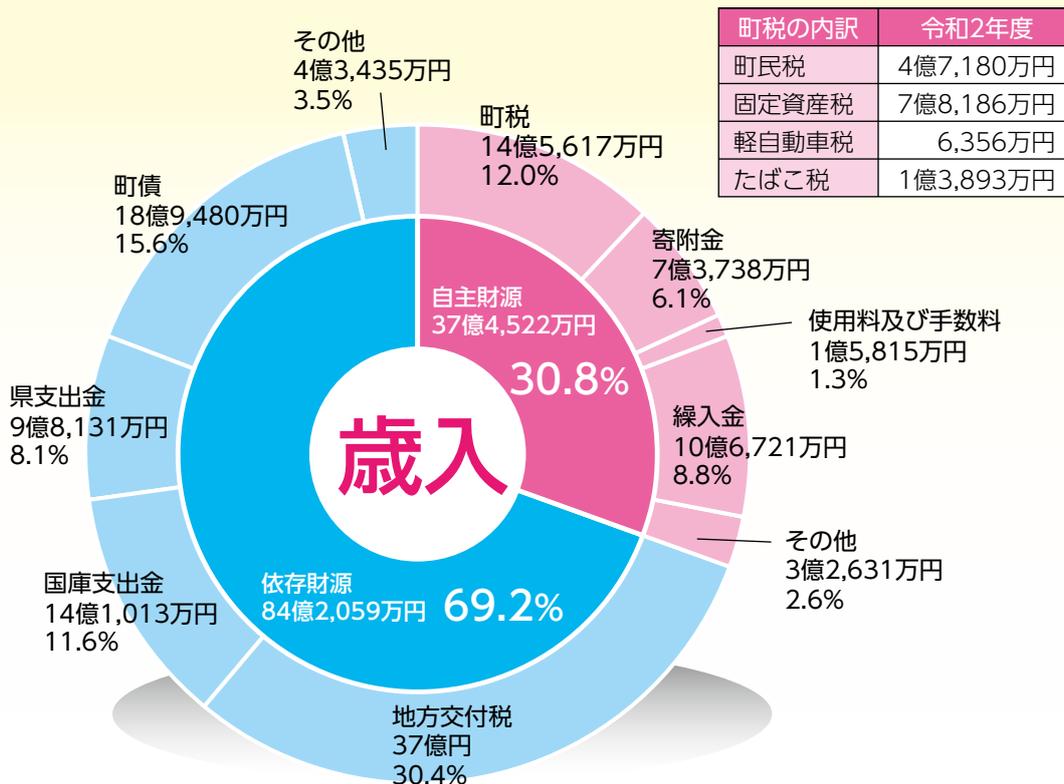
題 字 たなか あおい 田中 蒼彩さん(当時内之浦中3年)

表紙絵 すずき みえ 鈴木 美愛レイラさん(当時岸良小1年)

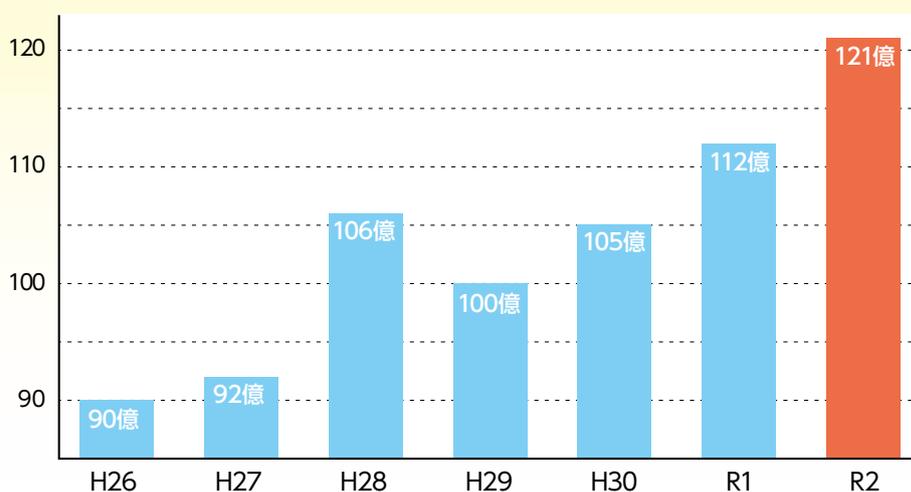
令和2年度 一般会計当初予算

一般会計(歳入)

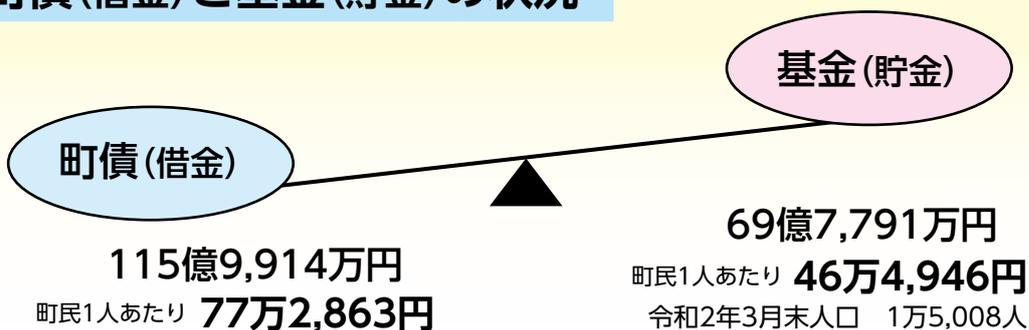
121億6,581万円



一般会計当初予算の推移(単位:億円)



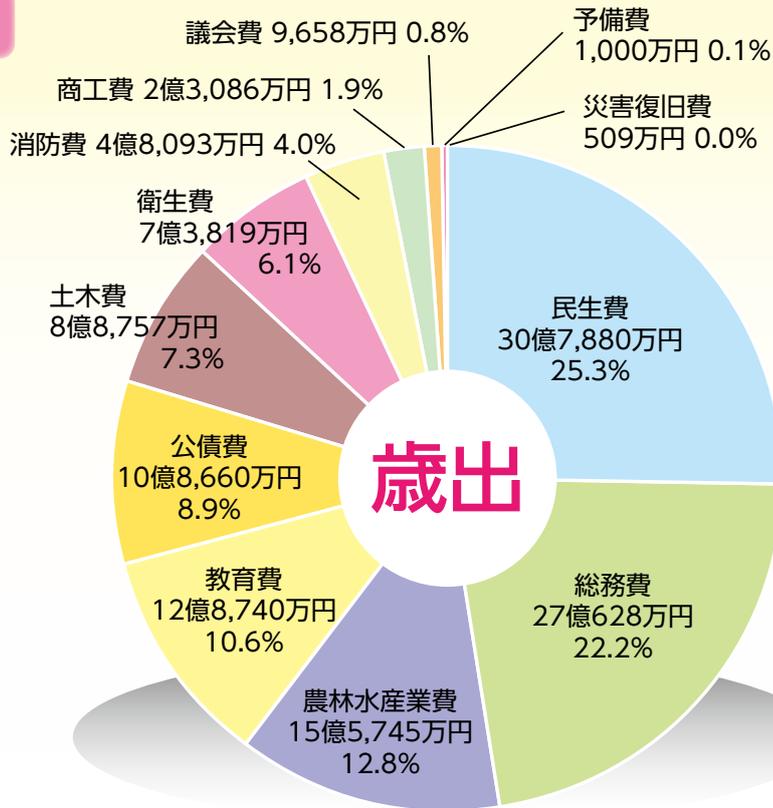
町債(借金)と基金(貯金)の状況



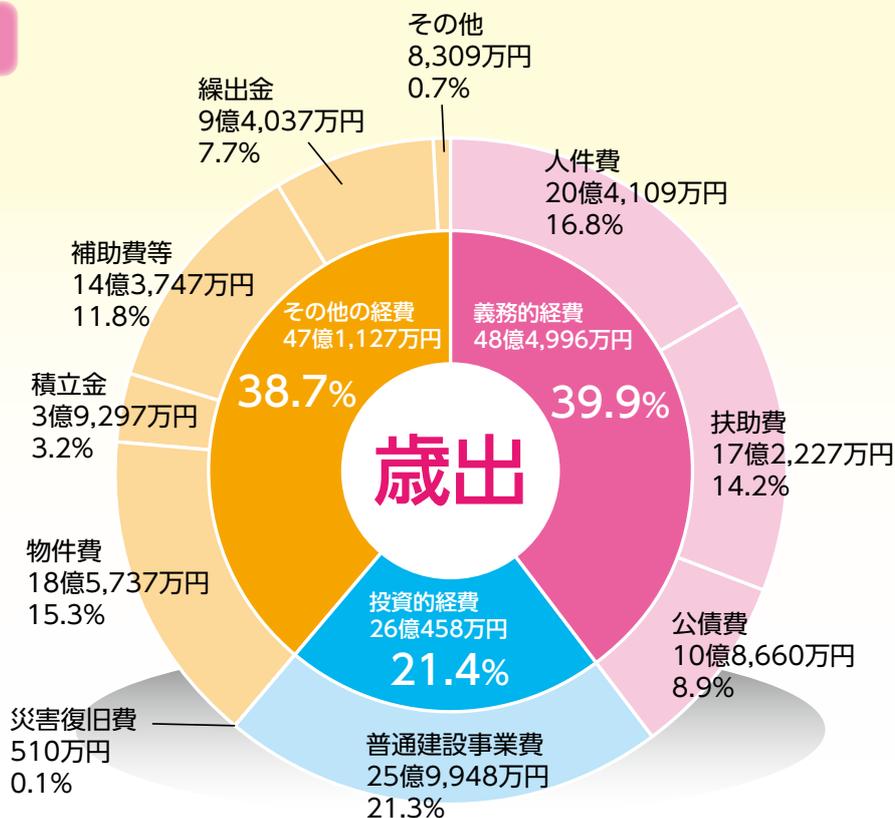
一般会計(歳出)

121億6,581万円

目的別



性質別



◎各項目について、表示単位未満を端数処理しているため、合計が合致しない場合があります。

予算審査特別委員会審査報告書

【 審査意見 】

- 決算を予算に生かすことが町民福祉の向上に直結する。先の9月議会での決算特別委員会での数々の提言が生かされていない部分が指摘された。決算委員会で次に向け検討したいと述べたが、予算審査時でも同様の答弁がある。議会や監査委員の提言や指摘に対し、真摯に向き合うことを求める。
- 予算説明に際し、その必要性は述べるが各事業の費用対効果が示されることが少ない。厳しい財政を考慮するなら「最小の予算で最大の成果を得る」ための施策を示し、町民の代表である議会の判断を受けるべきである。
- 複数課内に同様ではないかと取れる事業がある。審査の中で数点の事業に対し、統合した方が効率的であるとの指摘があった。その事業のこれまでの経緯等難しいこともあると思うが、本町の財政等を考慮したとき、一步足を踏み込み改善に舵を切るべきである。
- 町活性化に向け、新たな取り組みが予算化されている。前向きに挑戦する姿は評価に値するが、前だけを見据えるのではなく過去に取り組んだ諸事業を検証し、その知見を活かすことを求めたい。そうすることでゼロからのスタートではなく、すでに築き上げた土台からの仕事ができることになる。この考えは予算の効率化にも寄与すると確信する。
- 公共施設の使用状況にも疑問は呈された。内之浦銀河アリーナ内にある天体望遠鏡については年間利用者がわずかである。「宇宙の町きもつき」を標榜する中、この現状はいかがなものか。大きな予算を要した施設である。利用促進に向けた広報活動を町内外に行うことを強く求める。
- 執行部から提出された当初予算を含む各種資料に誤記載が4課においてみられ、資料の差し替えが行われた。町民の福祉の向上のため担当課が検討し精査の上、総務課長、副町長、町長が確認後、提出したものである。委員会からも事前に間違いがないようにと要請したにもかかわらず、このような事態は事務作業の正確さに疑問符が付くものである。町長も陳謝されたが、これでは当初予算に対する熱意にも疑いが出てくる。以後このようなことがないよう職員すべてが襟を正すべきである。
- 改善を怠ると衰退の道をたどることになる。行政に対しさらなる改善を求めたい。議会も同じ目標を持ち取り組むべきであることを再認識したい。
- 新型コロナウイルスの対策で、今回の予算委員会は幾分変則的な日程となった。国難ともいえるような状況であるが、行政も日々懸命に取り組んでいることに対し、議会は当然ながら町民の皆様にもご理解いただきたい。

? 予算委員会での Q & A

公用車の運用について

- Q.** 公用車の運用については各課と連絡をとり、今までの一般質問や委員会報告書をふまえて減車に努めるべき。
- A.** 各課とも連絡をとり合っている。

まちなか再生支援事業（新富市街地再生）1,050万円

- Q.** 以前は企画課ではなく、産業創出課で鹿児島大学とフィレンツェ大学の学生と行っていたのではないかと？産業創出課との連携は取れているのか？
- A.** 以前のデータ等、生かして取り組んでいく。事業実施まで進めたい。課同士の連携はとっていない。

森林経営管理費 1,232万円

（林道・森林作業道管理用ハンマーナイフ付トラクター購入費）

- Q.** 森林環境贈与税の趣旨に合った事業なのか。
- A.** 趣旨には適合している。未整備私有人工林の解消が図られるとともに、災害防止にもつながり、地球温暖化防止に寄与することが期待できる。
林道清掃委託料高山地区650万円、内之浦地区620万円の一部削減につながる。



教育施設ICT環境整備事業 8,316万円 ICT支援員配置事業 305万円

- Q.** 町内の小中学校全教室に電子黒板と、児童生徒に一人一人にタブレットが配置されるのはいつ頃になるのか？また、ICT支援員は一校当り月3時間を基準に置くところがあるが、どういったものか？
- A.** 10月1日までに配置しスタートさせたい。支援員については、民間と契約する。

内之浦銀河アリーナ管理事業 2,881万円

- Q.** 天体ドーム及び望遠鏡保守点検委託料40万とあるが、年間何人利用者がいるのか？
- A.** 今年の天体望遠鏡の利用者は48名である。
- Q.** トレーニングルーム器具備品購入411万とあるが？
- A.** ランニングマシンが故障しており、3台分の購入を予定している。



第1回 肝付町定例会

令和元年度

肝付町一般会計補正予算(第9号)

3億645万円追加

- ・ 財政調整基金へ

4億5,148万円

- ・ 保育所措置費を加算するための公定価格の改正や処遇改善等加算の増加に伴い

4,689万円

- ・ 高山小学校3階のトイレを多目的トイレに改修するため

70万円

肝付町一般会計補正予算(第10号)

1億6,871万円減額

総額 120億5,398万円

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補助事業で、町内の保育園やこども園等に対し支出する経費



- ・ 7施設に対する衛生関係消耗品費として

350万円

- ・ 6施設の放課後児童健全育成事業にかかる経費として

290万円

- ・延長保育促進事業など、各施設に対する補助金として

518万円

- ・内之浦地区にある地域子育て支援センターの指導員賃金など、合計で

98万円

- ・財政調整基金を

1億5,974万円減額

- ・歳入で子ども・子育て支援臨時交付金の見込額違いのため

1億4,680万円減額

3月定例会 審議内容

令和元年度 肝付町一般補正予算(第9号)

可決

3億645万円を追加し、122億2,269万円

詳細 P.6

令和元年度 肝付町特別会計国民健康保険事業費事業勘定補正予算(第3号)

可決

3,647万円を追加し、21億8,046万円

令和元年度 肝付町特別会計後期高齢者医療費事業勘定補正予算(第2号)

可決

686万円を追加し、2億3,969万円

令和元年度 肝付町特別会計介護保険事業費保険事業勘定補正予算(第3号)

可決

5,142万円を追加し、27億3,300万円

肝付町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

可決

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたため、本条例が引用する法律名等を改正する。

肝付町職員のサービスの宣言に関する条例及び肝付町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正

可決

育児休業等を取得できるようになるため、所要の改正を行うもの。

肝付町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

可決

改正前の給料表では適用できない事例が想定されるため、行政職給料表を追加する。

肝付町国民健康保険税の一部改正

可決

国民健康保険税の健全な運営を図るため、負担限度額の変更等と、算出基礎である資産割を廃止する。

肝付町介護保険料条例の一部改正

可決

国が介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正したため、町も所要の改正を行うもの。

肝付町立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

可決

休校となっていた川上小・中学校を条例を改正し、廃校とするもの。



川上小学校



川上中学校

令和2年度 肝付町一般会計予算

可決

表 決	吉原	田中	進藤	宮後	坂口	前田	有留	中原	柳	富永	益山	田布尾	木村	恒吉
令和2年度 一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—

※議長(恒吉議員)については表決権なし

令和2年度 肝付町特別会計国民健康保険事業費事業勘定予算

可決

令和2年度 肝付町特別会計後期高齢者医療費事業勘定予算

可決

令和2年度 肝付町特別会計介護保険事業費保険事業勘定費予算

可決

令和2年度 肝付町特別会計介護保険事業費介護サービス事業勘定予算

可決

令和2年度 肝付町水道事業会計予算

可決

令和2年度 肝付町立病院事業会計予算

可決

詳細 P. 2~5

高山温泉ドーム大規模改修(機械設備)工事請負変更契約の締結

可決

工事内容の変更等で677万円の増により、1億3,360万円。

肝付町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

可決

肝付町養護老人ホーム国見園が社会福祉法人肝付町社会福祉協議会に移管されることに伴い、肝付町としてのデイサービスセンターを廃止する。



肝付町国見園

肝付町公営住宅管理条例の一部改正

可決

今まで連帯保証人を2名としていたが、保証人1名にする。

肝付町町営住宅管理条例の制定

可決

肝付町町営住宅の管理規定を明確にするため。

令和元年度 肝付町一般会計補正予算(第10号)

可決

1億6,871万円を減額し、120億5,398万円

詳細 P.6

評議員との意見交換会

令和2年2月7日之内浦総合支所にて、振興会連絡協議会評議員の方々と意見交換会を行いました。





宮後 竜一 議員

- ・ 毎年多額の予算が投入されている
- ・ 南方地区排水ポンプの設置を

P.11

進藤 鈴子 議員

- ・ 水道工事の行政負担と料金の引下げ
- ・ 重度心身障害者医療費助成制度

P.12

富永 洋一 議員

- ・ 効率的予算執行に向け全体討議を
- ・ 温泉ドームの指定解約の要因は

P.13

田布尾 重治 議員

- ・ 甘藷の基腐病対策は

P.14

益山 二郎 議員

- ・ 役場の職場環境に問題はないか
- ・ 温泉ドームの問題と反省、教訓は

P.15

一般質問とは

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めること。

掲載内容については、それぞれの質問者がまとめ、議会広報委員会が編集したものです。

毎年多額の予算が投入されている

町長…計画どおりになっていない

宮後竜一 議員



問 第2次農業振興

計画ハウスリース事業の創設は進んでいるのか。

答 要件を満たす農家がいないため、創設に至らなかった。

問 第3次農業振興計画に載せるのか。

答 就農される方の初期投資を抑えていくためには、リース事業が一番有効だと理解しているので載せていく。

問 農業振興セン

ターは毎年多額の予算を要している。本来の目的である農業者の輩出に力を入れないと設立の意義が問われる。就農生確保に向けての取り組みは。

答 町の基幹産業は農業である。守るという意味で今後も続けていきたい。

ただ、現実には計画どおりになっ

てはいない。

問 ピーマン栽培の研修生事業はやめ、雇用就農生事業に絞るべき。初期投資の少ないハウスのリースもある



使用していないビニールハウス

※ハウス
ビニールハウス

と謳えば、就農生も増えるのではないか。

答 就農生が集まらないようであれば提案のあった方向で、一人でも多く営農できる体制をつくる必要がある。

南方地区排水ポンプの設置を

町長…協議を進めます

問 本年度、有明、川上地区で計画して

いた集落支援員の配置ができていない。人選にあたり公募はしないのか。

答 基本的に地域の方がどういう人材が必要かというのが必要。

問 支援員のなり手が現実に少ない状況の中で、地域の活性化を図る目的で採用している地域おこし協力隊の活動を、集落支援員の活動に合わせず事はできないのか。

答 地域が受け入れられる状況があれば対応できると思います。

問 南方地区の方々

が水田の冠水対策、小田川の寄り州の撤去を何度も町や県に相談しているが、何も解決していない。町として今までの対応は。

答 県へ毎年要望を続けてきた。

問 県が令和2年度、小田川の寄り州の除去をするという事だが、納得できる除去がされるのか心配だ。これを機に、水田に溜まった水を小田川に流す排水ポン



冠水している様子

プを設置できないか。

答 ポンプアップにする排水対策が、可能なかどうか協議を進めていきます。

水道工事の行政負担と料金の引下げ

町長…水道ビジョン計画の中で検討

進藤 鈴子 議員



く。

問 メーター器までの

の工事代金を行政が負担できないか。

答 令和2年度で水道ビジョンを作成する計画がある。提案

があつたようなことも反映させながら検討していく。

問 本町が取り組んでいる移住促進にお

いても関わることである。肝付町を選んでいたいただいた移住者の方々に、トラブルもなく、安心して水を使っていたら

いい。

答 移住者のことも

勿論そうです。それも受けて、ビジョン計画の結果に基づい

て対応していきたい。

問 肝付町の水道料

金は、他町に比べて高い。高齢世帯の減額はできないか。

答 この件も含め、水道ビジョン計画の中で検討させていただきたい。



重度心身障害者医療費助成制度

町長…今後も県へ提案、要請をしていく

問 医療を受けた身体障害者手帳保持者

は、『重度心身障害者医療費助成支給申請』を福祉課に提出しなければ受給でき

ない。大変不便であり、申請遅滞により

受給できないこともある。自動償還払いに出来ないか県に要請して欲しい。

答 議員のお考えと

私の考えも全く一緒であります。子供医療費助成についても

施行されているので、重度心身障害者

についても、できないことはないと思います。機会あるごとに県への提案、要請をしてまいります。

◎生活弱者に寄り添った政策を実施されることを今後也希望します。



福祉課窓口

効率的予算執行に向け全体討議を

町長…戦略会議を含めやっていく

富永洋一 議員



決算、監査委員の意見反映が活かされた予算か？

問 予算の伸び7.9%に対し、義務費8.5%の伸びを示しているが。
答 人件費5%の伸びと、扶助費、事業費についても、いろいろなプロジェクトがあつて予算計上となった。
問 財源の確保について問題が出てくる

のではないか。

答 自主財源3割に満たない中で、大丈夫かと言われると、そうであるとは言えない。

問 今後交付税が減っていく中で、必要な予算確保に向け、全体討議も必要と考えるが。
答 戦略会議ではやっているが、正しくそのとおりだと思う。

行財政改革の具体的な指針を！

問 施政方針で行財政改革と財政健全化が多く触れられてないが。

答 量的には、議員が指摘のとおり少なかった。職員とも協議しているが、やっていかなくてはと思っている。
問 行政のスリム化、事業の見直し等段階的取り組みを示すべき。
答 その時期にきている。電算化等により効率化を進め、取り組んでいきたい。

大丈夫か、温泉ドームの指定管理制度？

問 指定管理者が、3月31日をもって終了する要因は。

答 ……(具体的な原因の答弁なし。)
問 5項目が確認されているが、問題があったからではないのか。
答 問題があつたので双方代理人を立て、確認作業に入つていくということです。
問 何が問題なのか。
答 双方の代理人に委ねられている。

町長…(具体的な答弁なし)

温泉ドームの指定解約の要因は

問 灯油ボイラーからガスボイラーへの改修説明がなされなかったからではないのか。

答 代理人を立てて協議している。

問 弁護士費用は。
答 着手金30万円、成功報酬30万円です。

確認書

1 甲・乙ともに、頭書記載の指定管理業務を令和2年3月31日をもって終了させることに同意する。

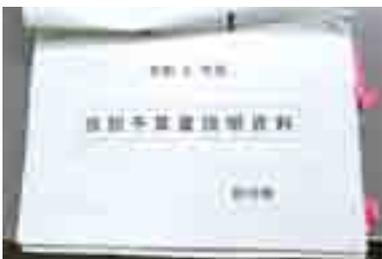
2 甲が令和2年4月1日以降のやぶさめの里総合公園の指定管理業務を行う者を、公募又は随時選定することに乙は異

議を述べない。

3 甲は別紙目録記載の物件を乙の所有物として乙が搬出することに異議を述べない。同物件の購入費は、指定管理料からは支出しない取り扱いとする。

4 乙は、令和2年3月31日の業務終了後、2ヶ月以内に甲に対し平成31年4月から令和2年3月31日までの業務報告書を提出する。

5 乙の指定管理業務の終了に伴う甲乙間の金銭の請求については、乙の指定管理業務終了後、甲・乙協議して定めるものとする。



予算説明資料

原因なくしてなぜ5項確認か？

議を述べない。

議を述べない。

甘藷の基腐病対策は

町長…防除方法が確立していない

田布尾重治 議員



農業振興策について
甘藷の基腐病対策は

問 甘藷の基腐病は農家にとり甚大な被害がある。その対策は出来ているか。
答 甘藷の基腐病対策については、国の農家に対する事業の活用や、病害虫を防止するための基本技術の周知・地力増進・収穫残渣の腐

スクが高まるので、農家個々の管理により分散し、健全な種芋の確保に努めて貰いたい。

バイオ苗の確保と
奨励方法について

問 奨励方法はあるのか。

答 国の支援事業に対する農家説明会や回覧等により奨励に努める。

でん粉原料用の耐病性の強い品種の早期普及に向けて関係機関へ働きかけていく。

隔年作付けによる
駆除は可能か

問 耕作地に余裕がある限り、隔年毎が良い。その休耕地に堆肥散布と他品目を作付けし、水を張り、病害虫の駆除ができないか。

答 農地に余裕があればローテーションによる作付け被害回避する最善策と考えられる。農家や関係機関が一体となって基腐病の早い収束に努めていく。

種芋の確保について

問 種芋の確保には貯蔵施設が必要である。

答 種芋の確保は大切である。その貯蔵条件も温度や湿度管理など重要である。貯蔵施設を1か所に集約すると罹病のり



被害の出ている畑

役場の職場環境に問題はないか

町長…そのような事案は確認していない

益山 二郎 議員



の自由・個人の都合等と思うが、町の見解は。

答 例えの通りでは。

問 人間関係に端を発した異動希望はあるのか。職員から相談は。

答 全職員に異動希望を聞くが、その様な話は伺っていない。

問 職員に対しカウンセリングを実施している。緊急性を要する案件はなかったか。

答 緊急性のあるものは確認していない。
問 最近、早期退職が目立つ。職業選択



役場本庁舎

がカウンセリングを受けたと聞く。過去の不幸な出来事が二度とあってはならないの思いから今回質問した。職員が心身ともに健康でないと行政はうまく回らないと強く考えます。

問 温泉ドームの指定管理は、5年契約で昨年4月にスタート。8月中旬まで営業し、工事（11月着工）のため休館のまま現在に至っているが、3月末で管理者が撤退すると議会で説明した。僅か1年間で終了し町の直営となるが、なぜこの様な事態になったのか。理解に苦しむ。

答 温泉ドームの指定管理は、5年契約で昨年4月にスタート。8月中旬まで営業し、工事（11月着工）のため休館のまま現在に至っているが、3月末で管理者が撤退すると議会で説明した。僅か1年間で終了し町の直営となるが、なぜこの様な事態になったのか。理解に苦しむ。

答 双方の代理人（弁護士）が協議中。合意後に議会へ報告したい。
問 当局は全協^{*}の場で「町としては瑕疵があるとは思っていない」と説明したが、今日は記憶にな

町長…協議中であり、答弁は控えたい

温泉ドームの問題と反省、教訓は

◎指定管理の状況や改修工事の内容、オープンはいつ頃なのか等の情報が少なすぎる。町民はとまどっているのではないか。

※全協
全員協議会



温泉ドーム

所管事務調査報告書

総務・文教委員会

総務・文教委員会では、令和元年12月定例会会期中、12月定例会後の閉会中及び令和2年3月定例会会期中、下記の項目について調査及び行政視察を行なったので、肝付町議会会議規則第77条により報告する。

調査を実施した項目

- ① 町内小・中学校に於けるICT環境について
- ② 若者定住促進住宅環境整備事業（PFI事業）について

委員会調査報告

- ① 町内小・中学校に於けるICT環境について

先に行った山江村のICT関連の所管事務調査を基調とし、肝付町内の各学校の教育環境を調査する。

1. 現在のパソコン関連の設置状況

パソコンの設置台数に関しては県が示した3クラスに1クラス分程度、設置すべき目標値はクリアしている。また、県平均の設置率もわずかではあるが、上回っている。普通教室への無線LAN整備率は100%である。これは町内に整備された光ファイバー網によるものと推察できる。同様の諸条件によりインターネット接続率も100%である。

しかしながら、このような環境整備にも関わらず、大型提示装置（電子黒板）の設置率は国が示した第3期教育振興基本計画の目標値に対し、44.8%であり、県内自治体でも下位から5番目のランクとなっている。

2. 国提示の「教育現場におけるICT整備や活用が遅れている原因」から考察

各自治体の教育関連予算確保の際、国からの地方交付税が充当されるが、比較的その用途に縛りがないため、財政難の余波で教育分野に配分できないのではないかと。

予算確保のためには学校教育にICTが必須であるという納得が得られる説明と、数値による学力向上に有効な客観的なデータ等を用い説明することが求められる。また、導入後の機器の稼働率もその一因とされる場合があるが、教師の習熟度の向上と、教師そのものが慣れ親しむ努力をしなければならないと考える。

当委員会としても過去に町内学校現場の視察研修を実施しているが、使用希望

が多く不足気味の電子黒板を増台してほしいとの教育現場での要望を数多く聞いていることから、教師の不慣れは軽微ではないかと考える。

3. 各学校の将来環境に向けた課題と問題解決

I C Tがあるからこそ、実現可能な新しい学びに挑戦することが重要となる。そのためには、学校現場において教師間での研修や学校間での連携が必要であるとともに、教師の能力向上が必要不可欠になる。

これからの学習スタイルは多様化が予測される。タブレットのカメラ機能活用による写真や動画により生教材を活かしたレポート作成や時間や場所にとらわれない授業体制の構築、その他、既成概念にとらわれない柔軟かつ革新的な授業風景が生まれることになるであろう。

今までの概念に固執し続けることが、時代の流れに取り残されることにもなる恐れさえある。もちろん教育の基本的なところは大きく変わることはないと思うが、そういう時代であることは理解すべきである。

基本的には取り残される児童・生徒をなくすためにも、多様化する教育環境の中で、対応可能なシステムも構築するべきである。

【委員会の意見】

本町の教育現場の調査を行い、諸問題点が浮かび上がった。光ファイバー網を整備して相当な年月が経過した。その恩恵として他の自治体よりも環境整備は整っているが、学校現場における電子黒板の設置率が低いのが現状である。予算を伴うことから、計画的な設置が必要となることは理解をするが、近年のI C T関連の進化のスピードはすさまじいものがあり、このことも十分認識したうえで対応することを求める。また、国や県の示した数値を達成することを目標とするのではなく、わが町独自の目標を高く掲げ、先を見据えた行動と努力を行うべきである。それが、町の宝といわれる肝付町の子どもたちの成長に対し、大きな支えとなることを研修地の山江村教育長の力強い話から示唆してもらったと感じる。また、学力向上のさまを直接授業の中で見聞きするなど本委員会委員は学んできた。この知見を活かし、これからも教育現場と向き合いたい。

② 若者定住促進住宅環境整備事業（P F I 事業）について

P F I 事業による定住促進住宅整備事業について視察、研修を行う。

肝付町でも上記の計画が構想の中にあることから、計画が策定される前に検討が必要であるとの考え方の元、調査に至る。

研修場所

大崎町 定住促進住宅「シャルム文化通」戸数24戸、コミュニティールーム1室

研修・視察の内容

1. 建設地について

旧公営住宅跡地に建設、隣接地に公営住宅中層耐火構造4階建て（16戸）がある。大崎中の隣接地でもある。利便性が良く役場、小学校、幼稚園、コンビニ等が徒歩利用可能圏内にある。もともと公営住宅地であるため用地の取得費が必要ない点も考慮してある。

2. 建設に至るまでの諸手続き

計画を示し議会に説明会を開催してから、完成入居まで約3年間を要している。その間、議会に対し債務負担行為の承認や事業計画の締結、指定管理者の指定、これに関する条例の制定など複数回の議決を得ている。また、事業者の募集、策定委員会の開催など必要と思われる手続きを慎重に進め、建設に至っている。

3. 入居状況

視察時1戸のみ空室であり9割以上の入居率。最初の募集時から高い数字で推移している。また1階のコミュニティールームには学習塾もテナントとして入居している。

4. 建設について

数社の申し込みがあり慎重に選定されている。その結果、地元の建設会社と県内大手の建設会社が建設に際しての構成企業に決まり施工を行っている。その際、地元の関連企業14社を下請けに使い、地元への経済効果とその波及効果も得られている。

5. 管理運営について

施工した県内大手建設会社等が株式会社（会社名SPC）を設立し、管理運営を行っている。

6. PFI事業による資金の流れ

建設そのものは受注した会社等が賄い、完成後は町が所有権移転と共に買い取る。建設費の償還については町が行う。その財源は家賃収入の中から行う。

維持管理費も同様。担当者の説明の中では、幾分か残金が発生するので将来的に必要となる大規模改修の費用に積み立てる考えである。太陽光発電を屋上に設置、その売電益も含む。

7. メリット

- ・建設費が民間工事の感覚で行われるため比較的安価で収まる。
- ・公共事業でみられる管理費が安く済む。
- ・使用部材が民間並みにすると安くなるものがある。
- ・民間事業者の経験等のノウハウが建設現場に生かされ、様々なアイデアが散見できることになる。
- ・維持管理等に職員が携わる必要がない。

8. デメリット

- ・P F I 事業の実績が少ない。
- ・そのため、職員や町民等に不慣れが生じる。
- ・地元の企業も参加することになると考えるが、この事業に対し勉強が必要になる。
- ・建物だけ作るのではなく、それを含めたまちづくり等の計画が必要である。
- ・長期的収支計画が必要である。

【委員会としての意見】

P F I 事業は、これからの自治体にとって、公共施設建設にあたり経費削減等を考慮するときには検討すべき一策になり得る方式ではあろう。だからといって安直に取り組むのには疑問があるのではないだろうか。基本的には、その計画を根本から各分野の専門家と協議を行い、慎重かつ大胆に取り組むべきである。

立地条件にしても、将来予想される天災等に耐えうるのか。また運営面にしても高い数字での入居率は確保できるのか。将来的な希望として、入居者が数十年間、賃貸ではなく町内に新築等定住をしやすい施策を考えるなど多岐にわたり検討が必要である。またこの施設建設を起点とし、人口減少傾向の本町の起爆剤になるように企画したら、様々な好影響も得られることにもなる。これらを総合的に考えた上での計画立案が必要であり、担当課に置かれては、十分な審議を行うよう求めるものである。

所管事務調査報告書

産業・福祉委員会

災害を未然に防ぐため現地調査を実施し、危険箇所は早急の対応を！
危険溪流箇所を住民に周知すると共に、事前の避難呼びかけが最も重要である。

1. 調査事件 土石流危険溪流箇所の調査について

(1) 現状及び調査内容

土石流危険溪流は県内に2,160箇所ありその内、本町には79箇所が指定され県内11番目である。土石流危険溪流の定義は、土石流が発生する可能性があり、且つ人が住む家や公共施設に被害の恐れがある溪流です。土石流危険溪流は3つのレベルに区分され、人家が5戸以上及び病院や福祉施設・駅・官公署等の重要施設を要する溪流を土石流危険溪流Ⅰ。人家が1～4戸を有する溪流を土石流危険溪流Ⅱに、人家は無いが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流を土石流危険溪流Ⅲに区分されています。

土石流災害危険箇所は、土石流危険溪流や地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所の総称です。土石流災害防止法が2000年に制定されこの法に基づいてそれぞれの危険箇所が指定されています。

今回の調査は高山有明地区の柳井谷川溪流と同地区の山下川溪流及び内之浦地区の牧川溪流の3箇所について現地調査を実施しました。3溪流はいずれも土石流危険溪流Ⅰに区分されています。現況は表1のとおりである。

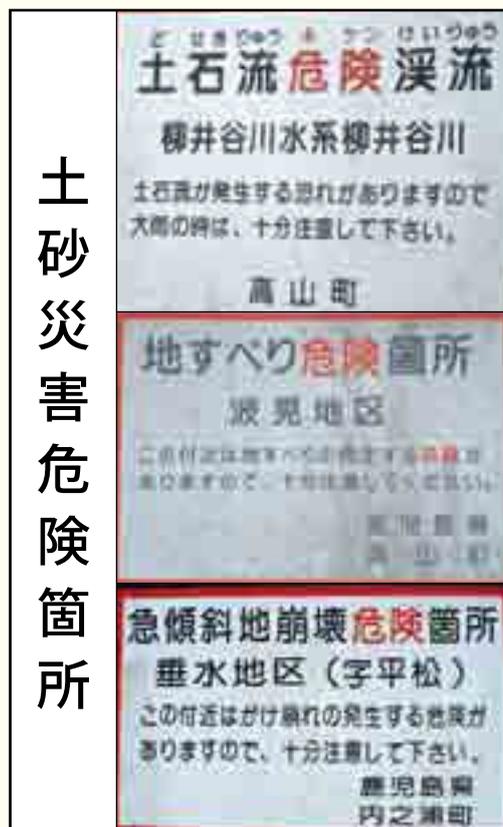


表1

水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 km ²	平均 溪床度	人口	人家 戸数	耕地面積 km ²
その他	柳井谷川	柳井谷川	柳井谷	0.11	18	20	8	0.03
その他	山下川	山下川	有明山下	1.11	18	30	12	1.19
広瀬川	広瀬川	牧川	赤木屋	1.67	12	16	7	1.53

(2) 委員会所見

柳井谷溪流は、大雨時には雨水が地下に浸透し石垣から湧き出る事があり、崩壊が懸念される。

山下溪流は国道448号線を横断する暗渠^{あんきよ}が長く、呑み口が閉塞した時、下流域の人家に影響を与える事が心配されたが現地調査の結果、路面の高さから判断し下流域の人家への影響は少ないとの説明であった。

牧川溪流は砂防堰堤^{えんてい}が整備されているが、土砂の堆積や雑竹木が繁茂している。また上流域の林道を横断するボックスカルバートの呑み口付近に雑竹木が繁茂し流量を妨げる原因となっている。



調査溪流については、現地において主管課の説明や敏速な対応により解決策を見出す事が出来たが、砂防堰堤^{えんてい}の土砂

の撤去や支障竹木の伐採など良好な管理状況とは判断できない。

災害を未然に防ぐために現地調査を実施し、必要箇所については対応を図りたい。防災マップ活用や危険溪流箇所の確認など、地域住民への周知を更に推進していく必要がある。土石流災害危険が目の前に迫ってから逃げる事は不可能に近い^{えんてい}ため、事前の避難呼びかけが最も重要である。

議会を傍聴してみませんか

次の定例会は
6月です。



二次元コード

左の二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると町議会のホームページにリンクします。

検索

生中継及び録画映像の視聴方法

肝付町議会では、本会議の生中継及び録画映像の配信を、インターネット映像配信サービスYouTube（ユーチューブ）で開始しました。町のホームページからも参照できます。
 ※生中継は、会議が開かれている時のみ視聴できます。

▶ パソコンの場合



①検索ブラウザで「肝付町」を検索。



②「町政情報」から「肝付町議会」を選択する。



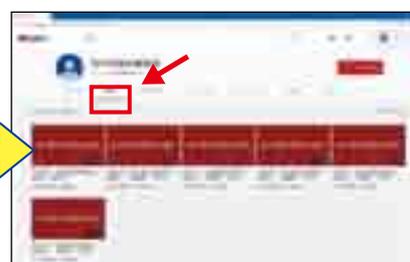
③「みなさんと町議会」を選択する。



④議会インターネット中継のURLを選択する。



⑤Youtubeのページが開きます。



⑥「動画」のタブを選択すると、すべての動画が表示されます。

▶ スマートフォンの場合



① 検索ブラウザで「肝付町」を検索
「メニュー」を選択する。



② 「町政情報」を選択する。



③ 「肝付町議会」を選択する。



④ 「みなさんと町議会」を選択する。



⑤ 議会インターネット中継のURLを選択する。



⑥ Youtubeのページが開きます。「動画」タブを選択すると、すべての動画が表示されます。



この人に聞いてみた

隣人愛もって社会福祉の増進に



肝付町民生委員児童委員協議会
肝付町社会福祉協議会

会長 松 元 一 昭

平成19年より12年間会長職を勤められ、昨年より肝付町社会福祉協議会の会長も兼務されている。モットーは、会員のボランティア精神を大事にし、楽しく会話できる雰囲気を作りあげたい。

毎月の定例会や年数回の研修会を開催し会員の資質向上と相互の親睦を図り、住みよい地域社会の発展に寄与する。

現在は、民生委員54名と在宅福祉アドバイザー84名の構成で福祉の増進に努めています。



3委員からの質問

Q：活動の内容は。

A：高齢者や障がい者のいる世帯、児童、妊婦、母子家庭などの不安に関する様々な相談・援助活動を行い、また、在宅アドバイザーの見守り活動や相談事の情報共有につとめている。

木
村

坂
口

Q：今困っていることは。

A：6地区に欠員が出ているので早めの補充を行い、全地域の不安を解消したい。

進
藤

Q：委員の方々へのアドバイスは。

A：一人で悩まずに相談をしましょう！
楽しみながら役得と思って民生委員活動を！



※会長から読者の皆さまへ

委員の活動に目を向けていただき、一言ねぎらいの言葉がいただければ幸いです。

インターネット中継を始めました

肝付町議会では、本会議の生中継及び録画映像の配信を、インターネット映像配信サービス YouTube（ユーチューブ）で開始しました。

下記のURLをパソコンで入力するか、QRコードをスマートフォン等で読み取ると、外部リンク先の「肝付町議会YouTubeチャンネル」に進みます。表示されている動画を選択してご覧ください。（詳細は22ページをご覧ください）

※生中継は、会議が開かれている時のみ視聴できます。

■ <https://www.youtube.com/channel/UC4A4s0uBN3Js0L41uSPJgJQ>

QRコードはこちら→



「傍聴者のこえ」

傍聴者の数 延べ人数 6名
(3月4日/1名 3月19日/3名 3月25日/2名)



60代・男性

2018年4月の肝付町議会選挙に於て、14名の議員が誕生しました。日頃町民の為に議員活動としてご活躍されていらっしゃる事に感謝申し上げます。

さて、この間8回の定例議会が開催されました。残念なことに、議長は別として、1回も議会の華である一般質問をされない(できない)議員が我が町議会にもいらっしゃる事が残念でたまりません。議員として、一般質問も出来ない。町民の代表者として恥しくないでしょうか！

編集後記

三月議会も閉会し、令和二年度が始まりました。一般会計当初予算は約一二億円と、今までで最高額となっております。しかし、新型コロナウイルスにより計画された事業、予算も執行されない場合も出てくるのではないかと考えます。町民の方々におかれましても、不安や心配な事が数多くあると思います。この様な時こそ、執行部と議会とが両輪となり、困難を乗り越えて行く時です。「肝付町に住んで良かった。」心から思える町であるように。「県下一元気な町であるために。」力を合わせていきたいと思えます。

議会広報委員も任期の二年を迎えます。一人でも多くの方に手に取っていただけるように、見やすい議会だよりを心掛けてまいりました。議会だよりは変わってきたでしょうか。

今期定例会から、ネット中継も始まりました。議会の様子はそれが全てであります。しかし、今まで以上に議会だよりも町民の方々に寄り添って、より開かれた議会へとなるように努力してまいります。

文責 有留 智哉

議会広報委員会

委員長	有留 智哉	委員	益山 二郎
副委員長	坂口 喜作	委員	進藤 鈴子
委員	吉原 光	委員	木村 實馬
委員	富永 洋一		